



IV 令和7年度 東京都立羽村特別支援学校経営計画

校長 井上 一仁

はじめに

本校は、昭和48年度、東京都における心身障害児希望者全員就学の方針に基づき新設された、小学部、中学部、高等部3学部を設置する知的障害特別支援学校である。

令和7年3月に新たな「東京都教育施策大綱」が策定された。東京都の目指す教育には「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を掲げている。

また、今年度より特別支援教育推進計画(第二期)第3次実施計画が策定され、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会参加・貢献できる人間を育成」という基本理念を具現化することを目指す。

今年度、創立52年目を迎え、全教職員が「安心・安全」という土台を強固に築き、本校の教職員をはじめ、本校の関係者が「すべては子供たちのために」を共有し、特別支援教育の専門性を高めるとともに、保護者や地域との協働を力強く進め、組織を挙げて教育活動を実践する。

I 目指す学校

「一人一人の可能性を尊重し、生きる力を育てる学校」(すべては子供たちのために)

- 1 人権尊重の精神で安心、環境整備を徹底し安全な学校(セーフティ・スクール)
 - (1)人権を尊重し、児童・生徒が安心して学べる学校
 - (2)校内環境、災害対策を整備し、児童・生徒が活動しやすい安全な学校
 - (3)保護者や地域に信頼される学校
- 2 多岐にわたる特別支援教育の専門性を高める学校(スペシャリティ・スクール)
 - (1)児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた専門的な教育を展開する学校
 - (2)特別支援教育のセンター的機能を果たす学校
- 3 保護者や地域と協働する学校(コラボレーション・スクール)
 - (1)児童・生徒の健全な成長のために保護者や地域と連携する学校
 - (2)地域と連携し、余暇活動が充実できる学校
- 4 デジタルを活用した教育活動を充実する学校(スマート・スクール)
 - (1)デジタル機器を活用した授業づくりを組織的に進めることができる学校
 - (2)児童・生徒の実態やニーズに応じた効果的な学習ができる学校

Ⅱ 中期的目標と方策

1 人権尊重の精神に基づく教育活動の推進

- (1)体罰、不適切な指導等のない人権に配慮した教育を尊重する教育活動の推進
- (2)自殺予防、いじめ防止基本条例に基づく、いじめの防止・早期発見
- (3)児童・生徒の生活年齢や信条に配慮した教育活動の推進
- (4)スクールカウンセラーを活用した教育相談機能の充実

2 安全・安心な教育環境の整備

- (1)校舎内外の環境整備・安全対策
- (2)防災教育・防災対策の推進
- (3)家庭や福祉・医療機関等関係機関等と連携した指導の推進

3 自立と社会参加を目指した教育の充実

- (1)知的障害教育の専門性の向上
- (2)系統性や連続性のある教育課程の編成・実施・管理及び改善
- (3)一人一人に応じた自立と社会参加を見据えたキャリア教育の推進
- (4)進路指導や進路に関する情報を発信
- (5)「はむらの学び」に基づいた教育の実践
- (6)外部専門員との連携に基づく、指導内容と方法の改善
- (7)デジタル機器等を活用した多様な学びの推進
- (8)地域と連携した学習活動や部活動の推進

4 社会に開かれた学校づくりの推進

- (1)保護者や児童施設との連携の推進
- (2)特別支援教育コーディネーターを中心としたセンター的機能の充実
- (3)進路指導や進路に関する情報を発信
- (4)各市・町教育委員会や近隣の幼稚園、保育園、小・中・高等学校との連携による特別支援教育の理解推進
- (5)各市・町教育委員会と連携した副籍制度、交流及び共同学習の促進

5 組織的・機能的な学校運営と人材育成

- (1)管理運営規定や校内規定等に基づいた組織的な業務遂行の徹底
- (2)業務の効率化や職場環境の整備等、働き方改革の推進
- (3)若手教員等を育成するサポート体制の構築
- (4)情報システムや人的資源の有効活用
- (5)経営企画室と連携した自律経営予算等の適正な執行
- (6)委託業者との円滑な連携
- (7)キャリアプランに基づいた人材育成の推進

Ⅲ 今年度の重点目標

最重点項目

- 児童・生徒の人権を尊重し、保護者、地域から信頼される、安心・安全な学校の確立
- 効果的・効率的な業務遂行と特別支援教育の専門性を高め、人材育成を図る組織の確立
- 地域と連携した学習活動や余暇活動の推進
- デジタル機器を活用した学習活動の推進と研究授業の充実

1 人権尊重の精神に基づく教育活動の推進

- (1)教職員全員が、常に人権感覚を磨き、児童・生徒の人権を尊重し、体罰、不適切な指導、ハラスメントがない教育を実践する(保護者・教員評価 100%)
- (2)個人情報の保護を厳守するとともに、自ら服務の厳正に努め、服務規律を遵守する(保護者・教員評価 100%)
- (3)学年・クラス等で共有し、児童・生徒一人一人に卒業後を見越した適切な支援、指導を行う(教員評価 95%)
- (4)いじめ、性被害、自殺予防の早期対応と相談、家庭との連携強化
毎学期児童・生徒アンケートの実施/相談は随時/学校サポートチームとの連携(保護者評価 100%)
- (5)人権に配慮した日々の教育活動を実践する(児童・生徒の呼称、言葉遣い)
全員「さん」付け(教員評価 100%)
- (6)外部専門家(心理士)やスクールカウンセラーと連携した児童・生徒の悩み等の相談対応(年間)
- (7)警察・少年センター等、関係機関との連携した健全育成の取り組み(随時)

2 安全・安心な教育環境の整備

- (1)安全対策・事故の未然防止、施設の安全改善(ルールの徹底)
- (2)安全な一人通学指導の推進(個別面談時に確認)
- (3)医療的ケア、アレルギー対応研修会及びマニュアルの改訂(随時)
- (4)実際に想定した災害時の避難訓練や行方不明搜索訓練等の実施(工夫した避難訓練 5 回以上)
- (5)事故や災害時に適切に対応できるよう危機管理マニュアルの改善(随時)
- (6))スクールバスの円滑で安全な運行の徹底(連絡会毎月/研修会年2回)
- (7)放課後等デイサービスとの連携(学校評価満足度 90%以上)
- (8)家庭と連携したSNS学校ルールの改善と徹底(実態を調査し個別面談等で対応)
- (9)主治医、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、消防等関係機関と円滑な連携体制の強化(随時)
- (10)PTA 役員等と定期的な懇談会の実施(管理職、主幹教諭等/年間5回以上)

3 自立と社会参加を目指した教育の充実

- (1)個別指導計画、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)等に基づいた適切な指導を実施する(保護者・教員評価 95%以上)
- (2)児童・生徒の実態把握をもとに、デジタル機器等の活用、視覚支援等を効果的に活用した工夫と指導を実施する(保護者評価90%以上・教員評価100%)
- (3)キャリア教育の視点をもち、地域資源を活用した授業実践を行う(保護者・教員評価 90%以上)
- (4)外部専門員等の助言を活用し、指導や授業改善を図り、学年で共有する(教員評価 90%以上)
- (5)育成すべき 3 つの柱と主体的・対話的深い学びの視点を重視した授業を実践する(教員評価 90%以上)
- (6)教材ライブラリー等を活用しつつ、個々に合った教材の作成と効果的な活用を行う

(教員評価 90%以上)

(7)アセスメントに基づいた根拠のある指導を実践する(教員評価 90%以上)

(8)本校の教育課題について学習指導に位置付け、実践を共有する。(高等部)

(良好な人関係を育むための keep safe プログラムや情報モラル教育(SNS)等の推進)

4 社会に開かれた学校づくりの推進

(1)研究指定「特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進」事業における TOKYO ACTIVE PLAN for students に基づく地域と連携したスポーツ活動及び生涯を通じた文化・スポーツなどによる部活動の推進(高等部)

(2)地域や家庭への理解啓発を促すための各通信等の発行(月／1回)

(3)卒業後を見越し、一人一人に応じた適切なキャリア教育(進路指導)、進路相談の実施
(保護者・教員評価 90%以上)

(4)進路に関する情報提供の実施(保護者・教員評価90%以上)

(5)近隣の小・中学校、高等学校との交流(各学部)

(6)区教育委員会や地域指定校との連携による副籍交流の実施(実施率50%)

(7)就学前機関(幼稚園・保育園等)や連携校(小・中・高等学校)との連携強化と指導・助言の実施(年30回)

(8)ホームページやX(旧 Twitter)の充実と本校の情報発信(随時／100回以上)

(9)生活支援シート等を活用し、家庭、医療、福祉等の関係機関との引継ぎ連携(随時)

(10)地域資源を活用した学習活動の充実(各学部)

5 組織的・機能的な学校運営と人材育成

(1)教職員一人一人が「すべては子供たちのために」の方向性を統一するとともに、自己の職責を全うし主体的に、組織的に学校運営に参画する(教員評価100%)

(2)若手教員等の育成を図るため、チームを編成し組織的に行う(教員評価95%)

(3)ミドルリーダーを中心とし、所掌する業務の進行管理を適切に行う円滑な学校運営を行う
(分掌部等主任/教員評価95%)

(4)主幹会では、連携を密にし、本校の課題の分析や本校が担うべき役割について情報を収集し、管理職に提言を行う(週1回)

(5)企画調整会議は、学校の諸活動、諸課題について積極的に企画・提案し、学部・分掌会等を通じて教職員に周知する(週1回)

(6)はむらの学び(シラバスの見直し、単元計画の作成)を組織的に行う(教科会)

(7)学校評価アンケート(個人)、各学部・分掌等(組織)による学校評価の実施と改善(全員)

(8)服務事故防止研修、ヒアリング等による服務規律の徹底(年5回／事故ゼロ)

(9)管理職による教職員の時間外勤務の把握及び庶務事務システムを活用した教職員の自己管理の徹底
(毎月実施)

(10)定時退庁日やマイ定時退庁日等の設定及び効率的な会議運営等による働き方改革の推進(全員)

(11)地域資源やTEPROを活用した業務効率の推進(主幹教諭)

(12)計画的な予算編成及び適切な予算執行の徹底(企画室／適正な執行及びセンター執行率60%)

(13)学事事務や就学奨励費等、教職員が連携し円滑な業務の実施(年間)

(14)委託業者(給食調理、清掃業者)との円滑な連携(連絡会の開催月1回)